○叙勲

上野　一夫　小島　丑藏　塩崎　雄明
須田　一義　西塚　文俊
旭日単光章を授ける（各通）（一月二十八日）
（長野市議会議員）
鳩貝　貫一　平山　平亮　町野　廣志
旭日単光章を授ける（各通）（一月二十九日）
安藤　元春　岩佐　秀和　遠藤　勇
旭日単光章を授ける（各通）（一月三十日）
加藤　吉郎
旭日中綬章を授ける（一月二日）
増田　元弘
旭日中綬章を授ける（二月三日）
堀越　夏雄
瑞宝中綬章を授ける
河野　大機
瑞宝小綬章を授ける
鈴木　馨
瑞宝双光章を授ける（各通）
生田　勝　菅野　清
品川　竹夫　田中　輝明
山本　英介
瑞宝単光章を授ける（以上一月二十八日）
（大分大学名誉教授）
川西　博
瑞宝中綬章を授ける
渡辺　房男
瑞宝小綬章を授ける
市原洋太郎　伊東　弘
小林　祥一　小林　敏宏
後藤　嘉吉　白石　三郎
内藤　勝利　長谷川　昇
森川　利幸　吉岡　博隆
瑞宝双光章を授ける（各通）
市橋　正幸　来嶋　勲
友野菊太郎　山本善四郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
尼子　克彦　岩谷　孝　藪崎　忍
瑞宝小綬章を授ける（各通）
奥山　覺　佐藤　恒昭
海老塚市太郎　佐藤　恒夫　関口　芳郎
高橋　基悦　高相　武八
（山県市公立学校長）
竹中　誠　田中　整
丸田　澄夫　村内　清次
森野　貞雄　山田　睦郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　實
小室　勝憲
相馬　金造
平野　幸助
吉川　廣信
松井　光彦
坂本　勲
谷井　利夫
瑞宝単光章を授ける（各通）
岡田　弘　高橋　榮治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
大塚　賀璋
瑞宝双光章を授ける（一月三十一日）
石川　政明
瑞宝単光章を授ける（二月一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

森本　修　板谷　敏子　後藤　秀夫
田中　仁　伊勢崎　惇　若林　彩子
保田　立二　雨宮　捷二　遊垣　廣三
機谷　義男　相沢　功　小黒　正一
齋藤　鉄男　太田　繁興

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

林　仁志　田窪　恭治　相原ミサヲ
相原　義文　川端　義久　久保タケ子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　幡谷　祐一
荒井　孝　平澤三之助
佐藤フジエ　後藤　京子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

高野　祥一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。

金　洛洙

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

大韓民国人　網野喜代子
福井江太郎
長岡今朝吉
明治神宮崇敬会

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長島　雅則　福井　爽人　麻生美智子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年二月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

日本遊技機工業組合
日本電動式遊技機工業協同組合
三本コーヒー株式会社
ミツワ株式会社

一般財団法人粟井英朗環境財団

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十五年二月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故林孝一遺族　林　文子
故山﨑義朗遺族　山﨑イクヲ

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月三日ブルガリア国の国祭日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十五年三月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　登録年月日　平成二十五年二月十五日
(二)　登録番号　操更講第六十八号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　重藤　純子
(四)　住所　広島県呉市焼山東四丁目十番六号
(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
広島小型船舶教習所　広島県呉市中通一丁目一番地十九
二　(一)　登録年月日　平成二十五年二月十五日
(二)　登録番号　操更講第七十号
(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　桶本　建郎

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成25年3月5日

農林水産大臣　林　芳正

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料

品種	名称	申請者
大豆	イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズＢＰＳ－ＣＶ127－9	ＢＡＳＦジャパン株式会社
大豆	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズＭＯＮ87705系統	日本モンサント株式会社